

# 募集型企画旅行取引説明書面(国内用)

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

## 1, 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、一般社団法人しもきた TABI あしすと(青森県知事登録旅行業第地-5号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている旅行条件の他、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3)当社の営業範囲は、むつ市・大間町・横浜町・東通村・風間浦村・佐井村となります。

## 2, お申込み

- (1)当社の募集型企画旅行にお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金、又は旅行代金全額のお支払いが必要です。  
この2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。  
申込金は、旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部、又は全部として取扱います。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3)旅行開始日に、a)80歳以上の方、b)身体に障害をお持ちの方、c)健康を害している方、又は特別な手配を必要とする方は、その旨お申し出ください。該当するお客様には、お伺い書、健康診断書等をご提出いただく場合があります。
- (4)お申込み時に18歳未満の方は、保護者の同意書が必要となります。
- (5)お申込金(お一人様につき):旅行代金が3万円未満の時は代金の全額、旅行代金が3万円以上の時は代金の20%以上、もしくは全額。

## 3, 旅行代金

- (1)旅行代金には、パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費・消費税・食事代等が含まれています。  
上記費用は、お客様のご都合により一部使用されなくても払い戻しは致しません。
- (2)上記(1)以外の費用は旅行代金に含みません。  
旅行中の傷病・疾病に関する治療費、及びそれに伴う諸費用も含みません。
- (3)子ども料金は、12歳未満に適用致します。

## 4, お客様からの旅行契約の解除・払い戻し(取消料)

- (1)お客様はいつでも下表に定める取消料(お一人様につき)をお支払い頂くことで、旅行契約を解除出来ます。  
この場合、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻し致します。
- (2)取消日とは、お客様が当社の営業日の電話受付時間内に旅行を解除する旨をお申し出頂いた日とします。  
取消は、いかなる理由にかかわらず、電話受付時間外でのお取り扱いは致しません。  
必ず当社の電話受付時間内にお電話でお願い致します。  
また旅行契約成立後に出発日等を変更された場合も下記取消料の対象となります。

### ■取消料率(出発日の前日から起算してさかのぼって)

区分	20日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで	旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後 又は 無連絡不参加
取消料	20%	30%	40%	50%	100%

## 5, 当社による旅行契約の解除

次の場合は契約を解除することがあります。(一部例示)

- (1)旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- (2)お申し込み条件の不適合。
- (3)当社が病気、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能と判断したとき。

## 6, 当社の責任、及び免責事項

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の、故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償致します。
- (2)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害が発生した翌日から起算して14日以内に、当社に通知があった時に限り、お客様1名につき15万円(当社に故意または重大な過失があった場合を除く)を限度として賠償します。
- (3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。

- ①天変地変・戦乱・暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更、若しくは旅行の中止。
- ②運送・輸送等の事故、火災により発生する損害。
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止(運休等も)、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、若しくは旅行の中止。
- ④自由行動中の事故、食中毒、盗難、置き忘れ(忘れ物)等。
- ⑤運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更等。又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的滞在の短縮。

## 7、特別補償

- (1)当社は、お客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款「特別補償規定」に、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2)お客様が企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意・酒酔いに係る事故・疾病等の他、企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング・山岳登坂・ハングラライダー搭乗等によるものである場合、当社は(1)の補償金・見舞金を支払いません。

## 8、お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為等により当社が被害を被った時は、当該旅行者はその損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出下さい。

## 9、旅程補償

旅行日程に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業務約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金をお支払いいたします。

ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

## 10、個人情報のお取り扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申し込み頂いた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2)この他、当社は、当社及び当社と提携する企業・団体の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります

## 11、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2016年4月1日現在を基準にしております。

### ■旅行企画・実施

青森県知事登録旅行業第地-5号

一般社団法人 **しもきた TABI あしすと**

(営業区域：むつ市・大間町・横浜町・東通村・風間浦村・佐井村)

国内旅行業務取扱管理者 佐藤 淳

### ■ご旅行のお申し込み・お問い合わせは・・・

#### 本社営業所

〒039-8686 青森県むつ市中央1丁目8番1号(むつ市役所内)

☎ 0175-31-1270 FAX 0175-23-7960

MAIL: [simokita@jomon.ne.jp](mailto:simokita@jomon.ne.jp)

電話受付時間 9:00~17:00【土日祝日休業】

#### 下北観光案内所

〒035-0061 青森県むつ市下北町4-3 (JR下北駅前)

☎ 0175-34-9095 FAX 0175-34-9096

MAIL: [mutsu-kanko.info@space.ocn.ne.jp](mailto:mutsu-kanko.info@space.ocn.ne.jp)

電話受付時間 9:30~18:30【年末年始休業】